

令和8年度熊本県会計年度任用職員(職業能力開発業務関係)募集案内

1 募集職種、採用予定人数、業務内容、勤務場所

職種	予定人数	業務内容	勤務場所
①職業訓練指導員 (自動車車体整備科)	1人	自動車車体整備科の訓練生に対する学科及び実技指導(自動車整備技術に関する指導) (変更の範囲) 変更なし	
②職業訓練指導員 (電気配管システム科)	2人	電気配管システム科の訓練生に対する学科及び実技指導(管工事に関する指導) (変更の範囲) 変更なし	
③職業訓練指導員 (総合建築科)	2人	総合建築科の訓練生に対する学科及び実技指導(木造建築に関する指導) (変更の範囲) 変更なし	
④離職者委託訓練サポート(訓練企画班)	2人	訓練委託先に対する就職支援等に関する支援・指導及び訓練生の就業サポート (変更の範囲) 変更なし	熊本県立 高等技術専門 校 (変更の範囲) 変更なし
⑤舎監(総務)	1人	寮の施設や備品の管理、寮生の生活指導 (変更の範囲) 変更なし	
⑥事務補助員 (総合建築科)	1人	身体に障がいを有する職員(職業訓練指導員)に対する教材作成補助、授業補助等業務 (変更の範囲) 変更なし	
⑦職業訓練指導員 (総合実務科)	1人	知的障がい者に対する職業訓練指導業務 (変更の範囲) 変更なし	
⑧訓練アドバイザー (総合実務科)	1人	障がい者職業訓練の実施及び訓練生の就業に係る助言・指導並びに民間企業等に対する障がい者の就労に関する助言・情報提供 (変更の範囲) 変更なし	

2 勤務条件

【職種①、②、③、⑦】職業訓練指導員(自動車車体整備科、電気配管システム科、総合建築科、総合実務科)

- (1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
(2) 任用期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。(更新回数は2回を上限)

- (3) 勤務時間等：午前8時30分から午後5時00分までの範囲内で所属長が定める

※週29時間以内、月20日以内

- (4) 休日等：土、日、祝日

- (5) 休憩時間：午後0時10分から午後1時10分
- (6) 休暇等：年次有給休暇あり（6ヶ月間継続勤務した場合）
※ その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（保育時間等）あり
- (7) 報酬等：
①報酬日額 6時間勤務日額 9,039円～9,570円
②通勤費用 実費相当額を支給
③期末手当 6月期：最大1.2625月、12月期：最大1.2625月
④勤勉手当 6月期：最大1.0625月、12月期：最大1.0625月
※1 職業訓練業務に従事した日には、1日につき訓練教育手当日額1,200円が支給されます。
※2 上に記載している報酬日額は、1日に6時間勤務をした場合の金額で、1日に勤務した時間により異なります。
※3 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。
※4 報酬日額、通勤費用、期末手当、勤勉手当、各種手当に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。
※5 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。（勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。）
- (8) 社会保険：地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
- (9) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (10) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。
- (11) 地方公務員：地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の法の適用命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になります。
- (12) 退職に関する：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する事項条例による。

【職種④】離職者委託訓練センター（訓練企画班）

- (1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任用期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。（更新回数は2回を上限）
- (3) 勤務時間等：午前8時30分から午後5時00分までの範囲内で所属長が定める
※週29時間以内、月20日以内
- (4) 休日等：土、日、祝日
- (5) 休憩時間：午後0時10分から午後1時10分
- (6) 休暇等：年次有給休暇あり（6ヶ月間継続勤務した場合）
※ その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（保育時間等）あり
- (7) 報酬等：
①報酬日額 6時間勤務日額 9,039円～9,570円
②通勤費用 実費相当額を支給
③期末手当 6月期：最大1.2625月、12月期：最大1.2625月

- ④勤勉手当 6月期：最大1.0625月、12月期：最大1.0625月
※1 上に記載している報酬日額は、1日に6時間勤務をした場合の金額で、1日に勤務した時間により異なります。
※2 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。
※3 報酬日額、通勤費用、期末手当、勤勉手当、各種手当に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。
※4 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。（勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。）
- (8) 社会保険：地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
- (9) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (10) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。
- (11) 地方公務員：地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の法の適用命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になります。
- (12) 退職に関する：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する事項条例による。

【職種⑥】事務補助員（総合建築科）

- (1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任用期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。（更新回数は2回を上限）
- (3) 勤務時間等：午前8時30分から午後5時00分までの範囲内で所属長が定める
※週29時間以内、月20日以内
- (4) 休日等：土、日、祝日
- (5) 休憩時間：午後0時10分から午後1時10分
- (6) 休暇等：年次有給休暇あり（6ヶ月間継続勤務した場合）
※他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（保育時間等）あり
- (7) 報酬等：
①報酬日額 6時間勤務日額 7,262円
②通勤費用 実費相当額を支給
③期末手当 6月期：最大1.2625月、12月期：最大1.2625月
④勤勉手当 6月期：最大1.0625月、12月期：最大1.0625月
※1 上に記載している報酬日額は、1日に6時間勤務をした場合の金額で、1日に勤務した時間により異なります。
※2 報酬日額、通勤費用、期末手当、勤勉手当、各種手当に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。
※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じ

た月数を乗じた額となります。(勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。)

- (8) 社会保険：地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
- (9) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (10) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。
- (11) 地方公務員：地方公務員法上の服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の法の適用 命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限(パートタイム勤務の者を除く)等)が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になります。
- (12) 退職に関する事項：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による。

【職種⑤】 舎監(総務)

(1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

(2) 任用期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。(更新回数は2回を上限)

(3) 勤務時間等：【昼間】午前9時から午後4時まで 勤務時間計7時間(手待ち時間含む)

【夜間】午後4時から午前9時まで 勤務時間計17時間(手待ち時間含む)
※労働基準法(昭和22年法律第49号)第41条第3号に規定する断続的労働に従事するものとします。

※勤務日数は1ヶ月につき20日以内

(4) 休暇等：年次有給休暇あり(6ヶ月間継続勤務した場合)

※その他の有給休暇(公民権行使等)、無給休暇(保育時間等)あり

(5) 報酬等：①報酬日額 【昼間】 9,129円、【夜間】 19,019円

②通勤費用 実費相当額を支給

③期末手当 6月期：最大1.2625月、12月期：最大1.2625月

④勤勉手当 6月期：最大1.0625月、12月期：最大1.0625月

※1 報酬日額、通勤費用、期末手当、勤勉手当、各種手当に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。

※2 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額(各種手当に相当する報酬の支給額は除く。)に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。(勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。)

※3 最低賃金法第7条に規定する厚生労働省令で定める最低賃金の減額率に基づき報酬日額が決定されます

(6) 社会保険：地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

(7) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

(8) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

長します。

- (9) 地方公務員：地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の法の適用 命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になります。
- (10) 退職に関する：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する事項 条例による。

【職種⑧】訓練アドバイザー（総合実務科）

- (1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任用期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。（更新回数は2回を上限）
- (3) 勤務時間等：午前8時30分から午後5時00分までの範囲内で所属長が定める
※週29時間以内、月20日以内
- (4) 休日等：土、日、祝日
- (5) 休憩時間：午後0時10分から午後1時10分
- (6) 休暇等：年次有給休暇あり（6ヶ月間継続勤務した場合）
※その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（保育時間等）あり
- (7) 報酬等：
①報酬日額 6時間勤務日額 11,889円～12,770円
②通勤費用 実費相当額を支給
③期末手当 6月期：最大1.2625月、12月期：最大1.2625月
④勤勉手当 6月期：最大1.0625月、12月期：最大1.0625月
※1 上に記載している報酬日額は、1日に6時間勤務をした場合の金額で、1日に勤務した時間により異なります。
※2 報酬日額、通勤費用、期末手当、勤勉手当、各種手當に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。
※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手當に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。（勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。）
- (8) 社会保険：地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
- (9) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (10) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。
- (11) 地方公務員：地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の法の適用 命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になります。
- (12) 退職に関する：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する事項 条例による。

3 受験資格

職種	資格要件
①職業訓練指導員 (自動車車体整備科)	自動車整備技術に関する資格（職業訓練指導員免許、1級又は2級自動車整備士、自動車車体整備士、高等学校教諭免許、他に同等と考えられるもの）のうち1つ以上の資格を有し、かつ、当該資格に関する実務経験が5年以上の方
②職業訓練指導員 (電気配管システム科)	管工事に関する資格（職業訓練指導員免許、1級又は2級配管技能士、1級又は2級管工事施工管理技士、高等学校教諭免許、他に同等と考えられるもの）のうち1つ以上の資格を有し、かつ、当該資格に関する実務経験が5年以上の方
③職業訓練指導員 (総合建築科)	木造建築に関する資格（職業訓練指導員免許、1級又は2級建築大工技能士、1級又は2級建築士、1級又は2級建築施工管理技士、木造建築士、高等学校教諭免許、他に同等と考えられるもの）のうち1つ以上の資格を有し、かつ、当該資格に関する実務経験が5年以上の方
④離職者委託訓練センター(訓練企画班)	普通自動車免許以上を有し、パソコンの基本操作技術（ワード・エクセル等）を有する方
⑤舎監（総務）	訓練生の生活指導に熱心な方
⑥事務補助員 (総合建築科)	パソコンの基本操作技術（ワード・エクセル等）を有する方
⑦職業訓練指導員 (総合実務科)	次のうち、何れかの業務の実務経験が3年以上、又はそれに準ずる施設等において3年以上の実務経験があると認められる方 ①特別支援教育諸学校における知的障がい者の指導に関する業務 ②福祉施設における知的障がい者の指導に関する業務 ③民間事業所における知的障がい者の指導に関する業務 ④障がい者関係団体における知的障がい者の相談又は指導に関する業務
⑧訓練アドバイザー (総合実務科)	障がい者の就労支援や職場開拓等の業務に3年以上従事した経験がある方で、障がい者の職業適性判断や就業の相談・指導の能力があると認められる方

※次のいずれかの事項に該当する者は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法

【職種①、②、③】 職業訓練指導員（自動車車体整備科、電気配管システム科、総合建築科）

人物試験：個別面接による口述試験を行います。

[注意：受験の際に持参するものについて]

- ・受験票、筆記用具（ボールペン、鉛筆、消しゴム等）
- ・時計は、計時機能だけのものに限ります。

【職種④、⑤、⑥、⑦、⑧】離職者委託訓練サポーター(訓練企画班)、舎監(総務)、事務補助員(総合建築科)、職業訓練指導員(総合実務科)、訓練アドバイザー(総合実務科)

(1) 論文試験：文章による表現力及び論理性などについての記述式による筆記試験を行います。

(解答時間60分)

(2) 人物試験：個別面接による口述試験を行います。

[注意：受験の際に持参するものについて]

- ・受験票、筆記用具（ボールペン、鉛筆、消しゴム等）
- ・時計は、計時機能だけのものに限ります。

5 試験日程等

(1) 試験日時：令和8年2月19日（木）午前9時00分着席

会場：熊本県立高等技術専門校

熊本市南区幸田1丁目4-1（電話 096-378-0121）

(2) 合格発表 合格者の発表は、令和8年2月25日（水）に行います。

受験者全員に対して、郵送により文書で通知します。また、合格者の受験番号を県庁行政棟本館1階ロビーに掲示するとともに、熊本県のホームページにも掲載します。<<http://www.pref.kumamoto.jp/>>

6 応募方法

申込手続	熊本県 商工労働部 商工雇用創生局 労働雇用創生課（県庁行政棟本館7階）〒862-8570 熊本県中央区水前寺6丁目18番1号 電話 096-333-2344			
	<p>○申込書・写真表・受験票に必要事項を記入のうえ、所定の箇所に写真を貼ってください。</p> <p>○申込書2から受験票だけを切り取って、郵便はがきの裏に貼ってください。また、郵便はがきの表に住所、氏名及び郵便番号を記入してください。</p> <p>○「申込書1」と「申込書2（写真表）」及び「受験票を貼った郵便はがき」を上記の申込先に郵送又は持参してください。</p> <p>郵送する場合は、必ず特定記録郵便とし、封筒の表に「熊本県会計年度任用職員（職業能力開発業務関係）『申込する職種名』申込」と朱書してください。</p> <p>※「ハローワークの紹介状」を添付してください。</p> <p>※職種に係る免許証や資格証書の写しを併せて提出してください。</p> <p>※写真（申込前3か月以内に写したもので、本人と確認できるもの。縦4cm、横3cm程度）は、裏面に氏名と生年月日を記入して所定の箇所に貼ってください。</p>			
受付期間	令和8年2月9日（月）まで ただし、応募者が5名に達した場合は、上記期間内でも申込みを締め切ります。 <table border="1"><tr><td>持参</td><td>受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日及び日曜日、祝日は受付ができませんのでご了承ください。</td></tr></table>		持参	受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日及び日曜日、祝日は受付ができませんのでご了承ください。
持参	受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日及び日曜日、祝日は受付ができませんのでご了承ください。			
郵送	ハローワークの紹介状の受取り後、速やかに郵送してください。			
受験票の交付	受付期間終了後、郵送しますが、令和8年2月17日（火）までに届かないときは、至急、申込先まで問い合わせてください。			

7 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。

受験者本人が①受験票又は合格通知書及び②本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、提供可能期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に直接提供場所へお越しください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律により休日とされる日は受付をすることができません。

なお、電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できません。

提供を求めるこ とができる人	提供する内容	提供可能期間	提供場所
受験者本人	総合得点及び 総合順位	合格発表の日 から 1か月間	熊本県商工労働部 商工雇用創生局 労働雇用創生課

8 採用方法等

- (1) 採用方法については、合格者を職種ごとに「熊本県職業能力開発業務関係会計年度任用職員任用者名簿」に登載し、令和8年4月1日以降、採用が必要な時期に成績の上位者から採用します。
- (2) 合格の有効期間は、合格発表の日から令和9年3月31日までとしますが、有効期間内の会計年度任用職員任用者数が合格者数よりも少ない場合は採用されないこともあります。

【問い合わせ先】

熊本県 商工労働部 商工雇用創生局 労働雇用創生課 人材育成・活躍支援班
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号（県庁行政棟本館7階）
電話 096-333-2344

【試験会場】

熊本県立高等技術専門校
〒861-4108 熊本市南区幸田1丁目4-1 電話 096-378-0121

